

## 別紙

# 宗教法人善福寺 永代供養墓 アーユス廟 使用規則

## 第1条 [名称]

宗教法人善福寺（以下、「当法人」という。）が建立、運営する永代供養墓の名称はアーユス廟（以下、「アーユス廟」という。）と称する。

## 第2条 [所在地]

アーユス廟は神奈川県南足柄市怒田153番地に位置する。

## 第3条 [使用条件]

1. アーユス廟の管理責任者は当法人の代表役員とする。
2. アーユス廟での祭祀方法は、浄土真宗本願寺派の形式で実施するものとする。
3. アーユス廟での供養期間は、五十回忌までとする。

## 第4条 [運営管理]

1. アーユス廟の清掃等の日常管理とそれに付随する事務管理に要する費用は、永代供養懇志をもって充てるものとする。
2. 使用者（申込者）がその責に帰すべき事由によりアーユス廟内の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任でこれを速やかに復元するものとする。

## 第5条 [埋葬・改葬の手続き]

アーユス廟に埋葬又は改葬する場合は、各区市町村の発行する埋（改）葬許可証を添えて、当法人に届け出るものとする。

## 第6条 [埋葬・改葬の費用]

1. 五十回忌まで骨壺のまま安置する場合は、金伍拾萬円（500,000円）の懇志を当法人に納入する。
2. 七回忌まで骨壺のまま安置する場合は、金参拾萬円（300,000円）の懇志を当法人に納入する。
3. 骨壺を安置せずに即日散骨する場合は、金壹拾伍萬円（150,000円）の懇志を当法人に納入する。
4. 納入された費用は、いかなる理由があってもこれを返還することはできない。

## 第7条 [埋葬・改葬の方法]

1. アーユス廟は骨壺のまま安置する場合は五十回忌までとし、それ以後、もしくは骨壺を安置しない場合は散骨をする。
2. 散骨された場合、遺骨を再収集することはできない。

## 第8条 [使用権の譲渡等の禁止]

使用者はアーユス廟使用権を第三者に譲渡等はできないものとする。

## 第9条 [使用権の取り消し]

当法人は、使用者（申込者）が次の事項に該当したときは、アーユス廟の使用許可を取り消すことができるものとする。

- ①当法人より許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ②アーユス廟使用権を第三者に譲渡又は転貸したとき。

## 第10条 [不可効力による事故の責任]

アーユス廟内で起こる自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盜難等については、当法人は一切の責任を負わないものとする。

## 第11条 [その他]

この規定に定めるもののほか、必要な事項は当法人が定めるものとする。